速報第3291号 R3.3.15発行 務 課

道議会における質疑・質問及び答弁要旨

3年・1定 般質問 3月12日 質問 者 宮川 淵 議員 日本共産党 (札幌市東区)

質 疑 質

弁

課 当

新型コロナウイルス感染症対策等について (二) 知事の姿勢と対策等について

コロナ禍での子どもへの影響について

国立成育医療研究センターによれば、小学校4年 生から6年生の15%、中学生の24%、高校生の30% 生から6年生の15万、下子生の21万、同人上の5万 に中等度以上のうつ症状が見られました。子ども全 体の17%が「実際に体を傷つけた」、24%が「体を 傷つけたい、死にたいと思った」と答えるなど、深 刻な結果です。

昨年、独自に全道一律の休校要請を行いましたが、 本道における子どもへの影響についてどう考え、ど う対処するおつもりか、教育長の見解を伺います。

(教育長)

児童生徒への影響とその対応についてであります が、昨年の一斉臨時休業は、集団感染の拡大を防止す るなど、学校における対策の充実を図ることが必要と の判断から、市町村教育委員会に対し要請し、その後、 国からの要請を受け継続したものであります。その間、 友達と会えないことによるストレスや学習の遅れに対 する不安などを抱えていた児童生徒が多くいたものと 考えております。

本年1月に、道が中・高校生を対象に実施したアンケートでは、「再開後の学校生活に不安を感じた」と 道が中・高校生を対象に実施したアン 回答した生徒の割合は、1割程度であり、これは、各学校において、臨時休業期間中も含め、学びの継続の ための工夫や、子どもたちをきめ細かく見守り、一人 一人に応じた心のケアを行ってきたことによるものと 考えております

また、感染症に関する正確な情報提供やオンライン による授業や交流を求める声が多かったことなども踏まえまして、今後は、児童生徒が感染症をより正しく 理解し、自ら予防行為を取ることができるよう、分かりやすい情報発信に努めるとともに、一人一台端末の導入によるオンライン授業をはじめとする「CMでする」 効に活用した学習活動を充実するなどして、「学びを 止めない」「心を近づける」教育を推進してまいりま

六 教育問題等について

(一) 少人数学級について

私ども日本共産党は、少人数学級の拡大を繰り返 、求めて、国会では、中学校での少人数学級も検討 するとされました。高校にも広げるべきと考えます が、その効果と必要性についていかがお考えか伺い ます

また、少人数学級に伴う教員確保は、どのように 行おうとしているのか、あわせて伺います。

(教育長)

次に、教育問題等に関しまして、まず、少人数学級 についてでありますが、少人数学級は主体的・対話的 で深い学びの実現や、教員が生徒一人一人に向き合う時間を確保し、きめ細かな指導を行う上で効果がある と認識しており、高等学校においても義務教育と同様、 有効であると考えております

このたび、国では小学校で順次拡大することといた しましたが、高校で実施するためには、さらなる教職 員定数の改善が必要であり、国に対し改善が行われるよう引き続き強く要望してまいります。 また、教員の確保に向けましては、各種広報活動に

加え、教員の採用選考検査における東京会場の設置な 様々な対策を講じているところであり、今後は、 さらに、教職員のやりがいを体感する「草の根教育実 習システム」等を一層進めるとともに、働き方改革に よる職場環境の改善などを行い、質の高い教員の確保

に取り組んでまいります。

(二) 特別支援教育について

設置基準について

昨年の第4回定例会で「特別支援学校の設置基準 策定等を求める意見書」を全会一致で可決しました が、教育長の特別支援学校の設置基準についてのお 考えを伺います。

2 知的障がい併設校の教室不足の現状について 知的障がい児の小中高校併設校では、児童増に校 舎の整備が追い付かない状況が深刻であります。 私は、札幌伏見支援学校を視察いたしましたが、 24学級が適正なところ33学級にもなっており、 作業室・多目的室を普通教室に転用、 グラウンド・

プールはなく、職員室は3カ所に分散しています。 特別支援学校における教室不足・狭隘化について の現状と認識について伺います。

(教育長)

特別支援学校の設置基準についてでありますが、 年1月に中央教育審議会が取りまとめた答申におきま して、特別支援学校の教育環境を改善するため、国と して学校に備えるべき施設を定めた設置基準を策定す るよう提言しております

特別支援学校では、全国的に在籍者数の増加による 慢性的な教室不足が続いており、国としても狭隘化を 解消するため、設置基準を設けることは、教育環境を 整備する上で大変意義あるものと認識しております。

(教育長)

知的障がい併設校の教室不足等の現状についてであ りますが、障がいのある子どもの教育的ニーズや保護者の特別支援教育に対する理解の深まりなどにより、 特別支援学校への入学希望者の増加が続き、児童生徒 の増加が続いている学校では、特別教室の転用などに より普通教室を確保しております。 文部科学省の調査によりますと、令和元年度は全道

17校で112教室の教室不足が生じており、障がい の状態に応じたきめ細かな支援を行う観点から検討を 行う必要があると考えております。

生徒指導・ 学校安全課

高校教育課 教職員課

特別支援教 音課

特別支援教 音課

育課

### 今後の整備の在り方について

児童の障がいによって、落ち着くことのできる静かな場所が必要であり、確保できるよう余裕をもっ た整備をすべきであります。

今後の整備の在り方についても、伺います。

# (教育長)

今後の整備の在り方についてでありますが、 自閉症 等を併せ持つ子どもには、気持ちの高ぶりを落ち着かせるクールダウン等のための場所の確保が求められる など、特別支援学校においては、普通教室のほかにも、 障がいの特性に応じた施設・設備の工夫が求められま

道教委といたしましては、新たに国で策定される予 定の特別支援学校の設置基準を踏まえながら、子ども たち一人一人の指導ニーズに応じた教育環境の充実に 努めてまいります。

# (教育長)

知的障がい併設校の教室不足に関する今後の対応に ついてでありますが、特別支援学校の教育環境を改善するため、国として学校に備えるべき施設を定めた設

置基準の策定を予定していると承知しております。 道教委といたしましては、特別支援学校の設置基準 の策定などに関する国の動向も見極めるとともに、特 別支援教育に関する改善に鋭意努めてまいります。

# (再質問)

特別支援学校の教室不足・狭隘化について質問い たしました。答弁は、「全道17校で112教室不足」と極めて深刻な現状が明らかとなりました。身体的な支援のために広いスペースを必要とします が、視察した伏見支援学校は、山の斜面に建設され ているために、廊下のあちこちに階段があり行動に 制約がもたらされます。増改築にあたり、様々な条 件がありますが、早急な対応が必要です。

どのような対応をするのか、伺います。

# (三) 図書館の在り方等について

図書館の自由に関する宣言等について

図書館の自由に関する宣言は「権力の介入又は社会的圧力に左右されることなく、資料と施設を国民 の利用に供する」「国民の知る自由を妨げる役割さ え果たした歴史的事実、の反省の上に、国民の知る 自由を守り、ひろげていく」としています。 教育長に伺いますが、この図書館の自由に関する宣

言をどう評価されていますか。全面的に本道図書館 行政に生かされていくのか伺います。

# 捜査関係事項照会に対する対応について

刑事訴訟法第197条第2項「捜査について、報 告を求めることができる」としているが、これを根拠に、警察が令状なしで「捜査関係事項照会」を図 書館に行い、利用者情報を求めた事例が多発してい ます。苫小牧市立中央図書館が貸し出し履歴等を提 供したことが発覚しています

札幌弁護士会は、61市町村の102館中10 館が「令状によらない照会」を受けたことを明らか にしています。

「宣言」は「利用者の読書事実を外部に漏らさ」、「すべての検閲に反対する」と明確にうたっ ない」、 ています

図書館への令状のない「捜査関係事項照会」は、 宣言に照らし、回答すべきではないと考えますが、 教育長の見解を伺います。

次に、図書館等の在り方についてであります。「図 書館の自由に関する宣言」では、令状を確認した場合以外は、利用者の読書事実等、利用者の秘密を外部に漏らさないことを原則としています。令状がない場合の個人情報の提供を行わないことを職員に徹 底し、宣言に沿った対応をすべきですが、教育長の 見解を伺います。

### (指摘)

警察本部長より、刑事訴訟法第197条第2項に 基づく照会であるとの答弁がありました。憲法第3 5条は「何人も、その住居、書類及び所持品につい て、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、 令状がなければ犯されない」とあります。警察の捜査が適正がどうかを司法がチェックするのが令状主義であり、この令状主義によって捜査が多者の権利 が保護されています。これまで情報提供を行ってき た苫小牧市立中央図書館は、我が党の指摘を受け、 令状なしに情報提供を応じない旨、苫小牧市議会で 答弁したと報道されています。先ほど、教育長から

### (教育長)

図書館の自由に関する宣言についてでありますが、 の宣言は昭和29年に公益社団法人日本図書館協会 が採択をし、国民の表現の自由と知る自由を保障する という図書館の行動規範を自ら示したものであり、 書館の設置運営に当たって、重要な考え方として広く 社会に受け入れられているものと評価しております。

こうしたことを踏まえ、道内の公立図書館の職員を 対象とした研修におきまして、今後も、図書館職員の 理解を図ってまいります。

### (教育長)

図書館への捜査機関からの照会についてであります が、「図書館の自由に関する宣言」においては、令状 を確認した場合を除き、利用者の読書事実を外部に漏らさないことを原則としております。 また、個人情報保護法におきましては、利用目的以

外の個人情報の利用・提供は原則禁止されております が、総務省からは、「捜査関係事項照会」などが、この原則から除外される例として示されております。

これらを踏まえますと、「捜査関係事項照会」は刑 事訴訟法に基づくものであり、回答することは可能と 考えられますが、利用者の読書事実等は、取扱いに特 に配慮を要するものであるため、原則として、令状に 基づき、対応すべきものと考えております。

## (教育長)

日本図書館協会では、捜査機関からの「照会」に応 じる考え方として、令状を得る余裕や、他の代替方法 がなく、人の生命、財産等の危険が認められる場合に 限定されるべきと示しており、これは、重大な事件・ 事故につながるような緊急性が高いと認められる場合 が該当するものと考えます。

私といたしましては、知る自由、表現の自由といった「図書館の自由に関する宣言」の理念を尊重し、実 践していくことが大切であると考えております。

特別支援教 音課

生涯学習課

生涯学習課

生涯学習課

質 疑 · 質	問	答	弁	担	当	課
も原則として、令状に基づき対応 がなされました。道警察は、図書 の要請から、令状に基づく対応を	サベきものと答弁 館の性格及び憲法					
摘をいたします。 	11 ノハさ と畑へ拍					
(指摘) 最後に、「図書館の自由に関す 尊重し、実践するとの答弁があり	ました。本道図書					
館行政にその決意を行き渡らせて 待することを申し上げます。	いたたくように期					